

令和5年度第1回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和5年7月11日（火） 午前10:00～11:30 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
議 事		<p>諮問事項</p> <p>1 山梨県内水面漁場計画の案について</p> <p>協議事項</p> <p>1 公聴会の開催について</p> <p>報告事項</p> <p>1 「河川の釣り堀的事業の取扱要領」の改正について</p> <p>2 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告</p>
出 席 者	委 員	宮崎会長、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、古屋委員、青木委員、三井委員、湯本委員 計9名
	事 務 局	手塚事務局長（食糧花き水産課 課長）、河野事務局次長（食糧花き水産課 課長補佐）、樋口事務局次長（食糧花き水産課 課長補佐）、矢崎書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課 主任）、長野書記（食糧花き水産課 会計年度任用職員）
	オブザーバー	水産技術センター 近藤所長
	傍聴者	3名

委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. 閉会

【諮問事項】

1 山梨県内水面漁場計画の案について

事務局が資料に基づき説明を行った。

<協議の内容>

- ・山梨県知事より、漁業法に基づき諮問された山梨県内水面漁場計画案について

<事務局案>

- ・公聴会を踏まえ、第3回委員会で答申をまとめることとする
(事務局案の理由)

・漁業法により公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要があるため。
説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

一つはブラックバスについてで、もう一つは内共第14号のニジマスの削除と内共第17号のワカサギの削除というのが、今回変わったことをございます。それはどういう理由でしょうか。

(事務局)

内共第14号ニジマスの漁業権の削除です。内共第14号は河口湖漁協になり、ニジマスの漁業権免許をしていますが、河口湖漁協は、河口湖の湖の水温が高く生育に適していないということから、放流してもなかなか漁獲できない、要は釣れないということから削除を希望されています。それからワカサギについて、内共第17号の本栖湖漁協は、今までシュロ杵という植物の繊維にワカサギの卵を付けたものを入手して粗放的に湖に浮かべる形で増殖をしていたのですが、それが近年諏訪湖漁協さんからしか供給されず、入手しづらくなったということです。その他にも増殖方法がワカサギにはあるのですが、組合員の高齢化などによって、この手法以外はちょっとできない、増やすことができないということで、こういった理由から削除します。

(会長)

内共第14号のニジマスのほうは水温が高くて結局放流してもあんまり長生きしなくなるということですか。

(事務局)

長生きしないかどうかまではわからないですが、放流に比して釣れない、漁獲できないということ。

(会長)

減っているということですか。

(事務局)

目に見えて減っているかどうかわからないが、釣れてこないということになります。

(会長)

説明がありましたが、内共第14号のニジマスの削除と内共第17号のワカサギの削除については、然るべき理由があるのですがいかがでしょうか。何か御意見御質問等ありましたらお願いします。では、この2点についてはよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

それではもう一つの重要な件ですが、オオクチバスのロードマップも御説明頂きました。これについて御意見御質問等ありましたらお願いします。

(委員)

オオクチバスは特定外来生物だと思うのですが、全国的にはどんな傾向ですか。あるいは全国的にどういうふうに警鐘を鳴らしていますか。

(事務局)

オオクチバスの全国的な状況について、漁業権の免許は神奈川県芦ノ湖と、山梨県の3

湖以外は漁業権対象とはなっていないという状況です。また漁業権の対象となっていない他県の状況として、オオクチバスは未だに多い状況です。減少傾向にはなく、増えていく傾向にあると承知しています。

(会長)

説明がありましたように日本の中で4つの湖でしか認められてなくて、その3つが山梨県にあるということで環境省からの御意見もありましたが、オオクチバスを減らすというような社会的風潮におきましては国の方針もありますので、次の10年間は何とかしないといけないということで、ロードマップを環境省の指示もあって作成して頂きましたがいかがでしょうか。

(委員)

ここにも書かれていると思うのですが、国の中のこの漁業権を見る目とか、それから世界の中でこの外来魚に対する考え方ということを考えてみますと、かなり社会的に厳しい目で見られるということは、やはり覚悟してやらなければいけないというふうに思います。生活している人達がいることは私もわかりますけれども、やはり富士山という場所的問題、それから外来魚問題ということを見ると安易には考えられない。非常に難しい問題だと思えます。生物多様性の戦略会議もありましたけれども、恐らくその中で引っかかってくる問題でもあろうかと思えます。

(事務局)

今回、3湖の漁協からこういったロードマップを御提出頂いて、しかも次期の免許の更新の前になるべく早く返上も検討していただくというようなことになってございます。しっかり覚悟を持って臨むということでございますので、どうしたらその3湖が今抱えている課題に早く手当てができて、それを早く解消できるか、県のほうでもしっかり対応させて頂きたい、臨んでいきたいと考えてございますので御理解頂ければと思います。

(委員)

10年前の議論などを当時の委員にも聞きましたが、委員がおっしゃったように、世界的な情勢の中で、これが漁協だけで解決できるのかというと、すごく難しいなと思えます。山中湖と河口湖と西湖の状況が全然違って、例えば、河口湖は町からの要望でも観光や学校のことなどがあり、乱暴な言い方をすると、10年後も漁業権の返上ができるのかなと思ってしまう。ただ西湖と山中湖は、本当に見えているのではないかなと思えます。それを漁協だけの努力ではなくて、河口湖ももっと丁寧にやってもらいたいなと思えますし、山梨県として本当にどうするのかと。100年前からスポーツフィッシングの歴史がある芦ノ湖と山梨県は違うことなどは調べてみました。河口湖と西湖は全然違う中で、河口湖はどこまで認めるのかとか、河口湖は本当にスポーツフィッシングでやっていくのかとか、本当にそうやって管理された中で経済的にやっていくのかとか、本当にそういう議論までしないとダメではないか。私は、オオクチバスは外来種としては根絶してほしい、日本からなくなってほしいとは思っています。ただ、いろいろな利害関係者がいる中で、一つ一つ条件が違うのかなというのがすごくあります。例えば西湖の中でどれくらいの利害関係人がいて、その人達を切るといいうわけではなく、どういう形で移行できるのか、どういう形でその人達の収入が絶たれないでうまく持続可能にできるのかということ、この場だけでとか漁協だけでなく、もっといろいろな方に関わってもらわないと解決出来ない。

私が思うには、山中湖と西湖はもしかしたら10年待たずにできるのではないかと、もっと別の形で漁協の収入を上げるとか、釣りというのも一つのスポーツだったり、一つのレジャーだったり楽しみ方ということがあるので、そういうことでどうやって推進していくのか、そういうことも含めていかなければいけないと思います。オオクチバスはなくしたほうがいいのかという議論だけでおしまいにするのではなく、富士河口湖町なり、意見はなしと言っていた皆さん達にも関わってもらわないと、漁協や山梨県だけでは解決できないと思う。この回収資料も、むしろ情報公開したら、もっと理解ができると思います。どういう状況なのか、どれくらい経済的に依存しているのか、実際はこういう歴史があるなど、むしろ情報公開をきちんとした上で、助けや良案を求めるほうが私はいいと思います。

(事務局)

今だいぶ地元の実情も踏まえた御意見を賜ったというふうに理解しております。やはりそれぞれ3湖が取り組みの実情も実態もそして地域に対する経済効果というところも含めて、地元の御事情を理解した上で、もう一つ頂いた関係機関、町、関係者、業者そういったところもしっかり巻き込んで、しっかりと手当をしていくという必要があるのではないかとこのように改めて思い知ったところでございます。先ほど前段の御質問でも触れましたが、そういった3湖の事情に即応して適切な対応を県としては漁業権を所管する私どもの課ではしっかり対応していきたいと思っておりますし、それに対してどういうふうな手当てをしていくのか、それはしっかり議論の輪を広めたうえで対応していくべきと思っております。

(委員)

河口湖については一番大変なのかなと思います。先ほども言われましたように、やはり地元でそれに携わって生計を立てている人も結構いらっしゃると思います。だから一番大変で、やはりこれから協議と書いてありますが、長い年月がかかるのではないかと考えています。あと西湖漁協では免許返上ということで書いてありますが、この免許を返上したからといってブラックバスがいなくなるわけでもないですね。それでゼロになっていくわけではないので、そのあと協議していくということになっているのですが、その辺はどういった形でいくのか。あと山中湖についてもやはり可能性を協議していくということが書いてありました。ここで答えは出ないと思うのですが、一番大変なことではないかなと思っております。

(事務局)

やはり河口湖につきましては、委員御指摘のとおりすぐに返上というところはなかなか難しいのではないかと感じております。しかしながら、他の2湖については御事情を踏まえていけば、もしかすると早期に課題が解決して早期返上という流れになるかもしれない。そういった時にやはり大事なのは遊漁料収入が減ってしまうとなった場合、ほかに稼ぐ力をどういうふうにつけたらいいのか。そこをしっかりと手当てを申し上げるべきだと思う。例えば西湖でありますと、今、ヒメマスが非常に好調で、地元の旅館ホテルからも引きがあるという話も伺っております。そういった稼ぐ力を更に強くしていけば、この後、免許がもし返上になった後にオオクチバスをどういうふうに駆除していくのか、どれくらいの費用をかけてやればいいのか、国からお金を引っ張ってこられる可能性もあると思います。そういったことも考えて、まずは稼ぐ力をしっかりとつけて頂くということ、町あ

るいは地元の皆さんを含めていろいろ考えて、施設の設備が必要な場面がもし出てくるのであれば、そこについてはしっかり手当てをしていくようなことが必要であろうと。そんなことをいろいろ組み合わせながら、それぞれ3湖の事情に応じて返納をするというタイミングについては、違うゴールがあると思うが、なるべく早くその返上をしても漁協の経営がしっかり成り立っていく、地元の人が困らない対応を考えていく必要があるかなと思います。今日は具体的にお答えできないところがあり申し訳ありませんが、きちんと対応していきたいと県としては考えてございます。

(委員)

今、山中湖、河口湖、西湖の各漁協のロードマップを見させて頂きました。西湖漁協はかなり目に見えて頑張っているという結果が出ていると思います。皆さんがおっしゃっているとおり河口湖に関しては、それを生業にしている人達もいらっしゃるということで、そこはやはりある程度は考えていかなければいけないと思うのですが、先ほど委員がおっしゃっていたように世界的なこと、あるいは日本全体の世論の力を見ても、やはりこれはまずいなという声が非常に高いわけです。そうなったときに、今ここでこの委員会として漁業権の更新ということを念頭に置いたときに、漁業権の更新は10年に一度ということですが、外来指定生物の漁業権ということになってくるので特例というのは認められないものなのですか。例えば、このブラックバスに関する漁業権に対しては3年あるいは5年の短いスパンで、もっと協議を重ねていくということでない、多分またこの10年先も同じ状態になる。例えば、この表で見てもわかると思うのですが、過去10年から今までに至るまでに、西湖は300kgから400kgぐらいだった放流量が、平成26年にはもうゼロになっている。それから山中湖も平成26年から令和4年までと、そのロードマップの最終年度、次の漁業権の切替えまでにはこれだけの割合で減っていく。ところが河口湖に関してはもちろん先ほども言ったように、それを生業にしている人達がいるということもあるのしょうけれども、前回の減少率に比べてほとんど減っていないような状態である。もっと速度を速めてもらうには、もちろん代替の収入源ということも必要なのしょうが、漁業権の免許としてももっと短いスパンで、委員会なり皆さんの御意見を聞きながら判断していくという方法が、もし法的に取れるのであれば、それも検討して頂けたらなと思います。

(会長)

今、法的なお話が出ましたが、これ10年が区切りになっています。例えば5年ごとに、5年経ったらもう一度このロードマップを見直す形にするとか。そもそもこのロードマップ自体は法的な縛りはないのですか。

(事務局)

このロードマップについては法的な縛りはございません。免許のスパンに関しては、漁業法が改正されたことによって免許自体は10年という形で設定されておりますが、5年後にはもう一回漁場計画を制度上立てなければいけない、見直しをするという制度になっていますので、その時にオオクチバスを見直すチャンスがございます。あと漁業権免許期間自体は、制度上は10年に限らず、特段の事情がある場合は短い免許スパンを設定することも法律上は可能です。ただそれについても、当課で検討して水産庁に確認を取りましたが、漁業権はオオクチバス単独で各漁協に免許するわけではないので、他の漁種との絡

みもある中で総合的に考えた場合、10年が適切であろうという御助言は国から頂いています。更なる収入源となる代替魚種としては、前の10年それから今の10年でも検討してきた状況ですが、正直なところ湖の特性もあって今後も見つけていくのは困難な状況であるという中で、代替魚種の遊漁振興に頼らず、他の収入源としてワカサギの販売料収入、ヒメマス販売料収入といったところで対応していくのが現実的かなというふうに考えております。

(会長)

御意見にもありましたように、社会的にも世界的にも特定外来種についてはかなり問題があるということは明らかになっていまして、しかも漁業権がある4つの湖のうち3つが本県にあるということで、本県は観光県として生きていることもあるのですが、かなり評判が悪くなるということで、すごく危惧しているところです。しかし、それで暮らしている方もいるので非常に難しい。それから事務局からお話もありましたが、特に河口湖では代替魚種が見つかっていないので、今、遊漁者の80%がオオクチバスで、収入の72%がオオクチバスだと、これをやめるということは水産業が成り立たなくなるということになってくる。要するに社会的、世界的な御意見と、実際暮らしている人がいるということを手秤にかけないといけなくて、そこがすごく難しいということです。いろいろ御意見を頂いたのですが、これは回収資料なので公には出来ないと思いますが、西湖と山中湖はこれがすごく分かり易い。山中湖は放流量を10分の1にしていまして、それから西湖は止めている。しかも今回のロードマップを見ると、西湖は令和15年に産卵床を1と書いてあって、これがゼロになると、放流量もゼロ、産卵床もゼロで漁業権返上になるということですけど、それまでは踏み切れなかったということですね。それはちょっと残念なのですが、ただこの10年の中で、例えば今年とおっしゃいましたけど、漁業権を返上するということを何度も話し合ったほうがいいかと思っています。10、9、8、7と10年間で10から1になるのですが、どこかでゼロにして頂ければ漁業権返上できるので、オオクチバスだけの話ですけど、これは県でもずっと状況報告、収支報告、関係者と協議と書いてございますので是非それをやって頂いて、できる限り早く返上して頂くというのが西湖をお願いしたいことかなと思います。それで西湖のところ支援と書いてありますが、結局、暮らしていく人に対してお金の支援ができればほとんど問題ないのですが、これは県としては国に働きかけてもかなり難しいと思います。それから山中湖も結構減らして頂いているのですが、山中湖はワカサギが好調ということ伺っていますので、自然産卵もしているということなので、もしこれが凄く上手くいけばオオクチバスの返上ということも、またこのロードマップの10年以内に話し合ってくださいと思っています。山中湖と西湖は10年間ずっと継続していくという形ではなくて、途中でも話し合ってください返上できるなら返上してほしい。事務局とか県にこのロードマップ以上に増えているかどうかチェックして頂いて監視して頂く。減らす分にはいくらでも減らしていけると思うので、減らして、例えば西湖みたいに両方ゼロになったら返上して頂くというように形をやって頂きたい。それで必要ならば、委員会でも2年ごとにチェックするか3年ごとにチェックするか、そういうことをやって頂けたらと思います。非常に残念なのが河口湖で、減らす量がこれまでも少ないですし、前回の漁業権があったときから今回も少ない。ただ先程も言いましたように、水産業のほとんどをオオクチバスに頼っている形

になっていて、どうしようもなくこうなっているとは思いますが、ちょっとこの減り方が少ないっていうのが非常に残念である。これを今から協議していただくのは難しいと思うのですが、事務局と漁協がかなり話し合っていて、このくらいの落としどころでどうかというところを一応見つけて頂いたような気がします。ですから、とりあえずは今回認めたとしても、この10年間で何度もチェックあるいは話し合いをして、なるべく早く減らすようにしましょうという形をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

やはりチェックは当然していくべき話だと思っておりますし、問題はチェックするだけではダメなわけで、どうすれば漁協が経営を安定して維持していけるのかというところは県としても手当が必要だと思います。今、会長がおっしゃったように個々への補償みたいなことはやはり考えられない状況だと思います。そうであれば漁協に対して、例えば施設整備などの手当や、マナーが悪い客が来たらどうしようか。それについてはこういう上手い事例・対策があるから取り入れたらどうか、そういう相談を受けて対応していく。いくつかの対策を組み合わせながら、漁協にとってこれならもうオオクチバスに頼らなくていけるという返上の形を見据えるタイミングが、早ければ早いほどよろしいかということは事実だと思いますので、そこら辺をしっかりと対応していくべきだと考えております。

(会長)

10年間これが認められたからいいではなくて、まず県と漁協が一緒になって減らす努力を一生懸命やっていかないと、社会に対しても説明ができないと思うので、書いてあるとおりではなくて、更に進んだ努力をしていかないといけないと思います。

(委員)

西湖は今ブラックバスの漁業権を持っているわけですが、西湖とすればロードマップにあるように、最終的には漁業権の免許返上をあくまでも検討ということなのですが、前からも漁業権免許の返上とか返上しないということでいろいろとあったのですが、メリットとデメリットを考えたときにあくまでもデメリットのほうが大きすぎるのです。ブラックバスを返上したときに、いろいろな問題があって、この問題をクリアしてくれればそれなりに免許の返上というのは考えますが、例えば、オオクチバスの免許を返上してもオオクチバスは湖にまだ残っているわけです。在来魚にしても減ってしまうと皆さんは思われているかもしれませんが、実際は増えています。オオクチバスが社会的にも今かなり批判もありますが、オオクチバスを好む釣り人達もすごく多く、特に西湖の場合は遊漁者が増えています。釣りブームが一時より減ってきましたが、最近はキャンプに来てほとんどバスを釣るという感じですが、最終的に、私たちも社会的にいろいろなことがあるので検討しなくてはならないのですが、オオクチバスはすごい悪者というようなイメージは多分、漁協のほうは持ってはいないと思います。

(会長)

いろいろな御意見がある中でやられているので、大変だと思います。今おっしゃったように、考えてみるとデメリットが多いというのに、減らして下さった努力というのはすごく敬服するところでございます。日本では違法な放流でブラックバスが釣れるところはいくらでもあるのですが、漁業権があるかどうかということで叩かれる、社会的に批判が来ているので、漁業権がなくなってもブラックバスはいるというところはいっぱいありますの

で、漁業権さえ放棄していただければ、つまり、漁業権というのはブラックバスを増殖させなきゃいけないという規定があるわけです。だから産卵床を設けているわけで、それを放棄しても今後釣り人のマナーが悪いか何とか、また考えなくてはいけないのですが。漁業権を放棄しても釣りをしてはいけないということではないわけで、そんなことをお願いしていく。

(委員)

漁業権を失くすことになったときに、西湖にしてみれば西湖に来ている釣り人はマナーが非常に良く、以前と比べてお得意さんが多いというか、そういうことが確かにあるので、免許を返してしまった時には遊漁料が取れなくなるわけで、そうなるいろいろな人達が入って来まして。今、精進湖なんかはかなり釣り人達が入って来ているが、非常にマナーが悪くて困っていると聞いています。ですから、西湖や多分山中湖なんかもそうだと思うのですが、免許を返したときに釣り人が入ってきていろいろな問題やトラブルが起きてくるということが心配の種にはなっています。

(会長)

そういった危惧はあると思うのですが、例えば漁業権を返上して、お金を払わなくていいからバツサーが大挙して押し寄せる、しかもマナーが悪いという状況にもしなったら、私は今の琴川ダムみたいにブラックバスを釣り禁止にしてしまうという手もあると思うのです。現実的になったら対処する方法があると思うのです。それがこちらの提案ではありません。西湖がヒメマスとかワカサギで頑張っているんで、順調に伸ばして行って頂ければブラックバスがなくなっても、お金のほうはあんまり問題ないのではないかと。特に私が思うにあそこにクニマスがいるものですから、要するに西湖のクニマスがいなくなるということは地球上からいなくなるということなので、ブラックバスは御存知のように他の魚を食べる性質が強いものですから、そういうこともあって、別件ですけど西湖漁協には是非お願いしたいと思います。

(委員)

食害はないわけではないですが、前と比べて実際クニマスもここ2年くらい増えていると聞いています。

(会長)

今回決めなければいけないのはこのロードマップを含めた形で公聴会にもって行くということです。その点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

答申についてはロードマップを付した上で委員会からになるのか、ロードマップを遵守するあるいはロードマップを付すことで免許して差支えないという答申になるのか。答申の方向については公聴会の後に第2回の委員会で御協議頂く場がありますので、その時にこのロードマップの扱いについて再度この委員会で検討して頂いて、この事務局案に修正した形で提案するのか、このままという形になるのかわからないのですが、このロードマップとしてはそういう使い方になっていると認識しています。

(会長)

県の働きかけにあまり具体性がないので、例えば、毎年このロードマップに従っているかチェックするとかハッキリ書いたほうが良いと思います。この内水面漁場管理委員会で

ロードマップよりオーバーしていないか必ずチェックする項目と、それから2年間ぐらいで、もう一度漁業権を含めてもっと減らせないかと話し合うとか、具体的なことを県のほうでも書いてきて頂いたほうが多分実際にやると思うのです。

(事務局)

その点については別資料で御説明しようと思っていた部分です。ただおっしゃるように県の部分については具体的なチェックのタイミングとか具体的な関わり方について書いていない部分もございますので、そこはまた持ち帰って内部で検討させて頂きたいと思っております。それとは別に委員会としては、県とは独立した機関として関わって頂く部分がありますので、それについては事務局案として委員会として関わって頂くように案を作っておりますので、今お配りした資料を御覧下さい。

引き続き資料の説明が行われた。

(会長)

それを具体的に書いてもらえれば実際にやると思うので、1年ごとにチェックはすると思うし、多分2年ごとに漁業権を含めてもう一度考えましょうというのをやってもらいたい。具体的に書いて頂いたほうが分かり易いしアピール度が違うと思います。いろいろ意見はございますが、一応このままで公聴会に持って行ってよろしいでしょうか。何とか折衷案はできたという形ですのでよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

【協議事項】

2 公聴会の開催について

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

公聴会の開催について

<事務局案>

公聴会を7月26日に開催

(事務局案の理由)

漁業法により公聴会を開催する必要があるため。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

義務なので認めて頂きたいのですがよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(会長)

7月26日にまたお願いいたします。事務局から御説明がございましたが、委員が発言することはできないみたいです。意見は7月19日までですね。どこに出すのですか。

(事務局)

事務局まで提出して頂く形です。

(委員)

私が行政などに意見を聞きたいということはあるのか。

(事務局)

委員からこの人を呼びたいという働きかけで来てもらう制度ではなく、発意によって公述していただく形になります。

(委員)

公聴会に出される資料は何か。

(事務局)

公聴会については、漁場計画案そのものと、漁場図に対して御意見がありますかという形で県のホームページで意見募集をかけます。

(会長)

このロードマップは付けますか。

(事務局)

ロードマップについては添付しません。

(会長)

それでは諮問事項及び協議事項につきましては、本日の議論を基に今後公聴会を開催したうえで県へ答申させて頂くということによろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

【報告事項】

1 「河川の釣り堀的事業の取扱要領」の改正について

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

本件について御質問、御意見がございましたらお願いします。これは赤字で書いてあるところしか変更がないということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

ほとんど問題ないということによろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

【報告事項】

2 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

令和6年度の要望については、一つ新たな提案がございまして、今後提案させて頂きたいと思います。後でじっくり資料に目を通して頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

5. その他

○ブラウントラウトについて

(委員)

今回の漁業権免許の更新ということではなくて、委員の皆さんに後々御意見を頂戴したいと思って御提案をさせていただきますが、3年位前でしたか、本栖湖のレイクの問題、産業管理外来種になるわけですけど、とてつもない大きな問題になってしまいました。実はこの外来種は、先ほどのブラックバスも含めてなんですが、特定外来種あるいは産業管理外来種という枠組みは一応あるのですが、山梨県の場合一応、外来種に関しては駆除方針を打ち立てています。

特定外来種であるブラックバスに関しては、3漁協が漁業権を取得している。産業管理外来種であるブラウントラウトに関しては、金川で駆除を行っている一方で、忍草漁協では漁業権を持っていますが、県としてどういう方向で考えていくのかということは、注目の的になっているような気がします。これを委員の皆さんがどのような認識でこれから進めていくのかというのを、今回の漁業権ということではなくて、ゆくゆくはということでお話を承りたいと思っています。

(会長)

金川のブラウントラウトは漁業権の対象魚ではなく、県が駆除しているが、まだ絶滅はしていない。

(委員)

ニジマスも産業管理外来種ですが、実はニジマスとブラウントラウトの一番の違いというのは、まず繁殖力が全然違うということ。それから駆逐能力、他の魚に与える影響が非常に大きいということと、ハイブリッド化をしやすいということ。ブラウントラウトの場合は、イワナとかけあってタイガートラウトになってしまう。もちろんタイガートラウトになった場合はF2にはならないのですが、例えば近隣ですと、長野県のある漁協はブラウントラウトをメインとっていいくらい放流をしています。そうすると梓川の上高地の隣に東京電力のダムがあるが、そこの辺りまでイワナがほとんどいなくなり、全てブラウントラウトになる。支流あたりまでかなり入り込んでしまっている。そういう状況になっているので、今現在は忍草漁協のブラウントラウトが他へ流出していることはないが、全くないとは言い切れないので、そうなってしまった時には遅いと感じています。

ニジマスに関しては、定説から言うと北海道以外で自然繁殖はしない。ただ山梨県内の場合は、小菅川において自然産卵とふ化が確認をされていますが、大きくなるまで成長はできない、途中で死んでしまうらしい。ですから被害が出ていないということと、それから他の魚に対しての駆逐がほとんどないということで、同じ産業管理外来種であってもブラウントラウトとは区別しても良いのではないかと個人的には思っています。

(会長)

情報をありがとうございました。県も努力されて継続はされるのですよね。

(オブザーバー)

本日、委員のほうからデータを頂きましたので、さらにその辺のところをこちらのほうで内容を確認したうえで検討していきたいと考えております。

(会長)

絶滅するのがすごく難しいので、大変なお金を使うことになってしまうことになりましたが、県の方でも努力されるということです。

5 閉会

事務局次長が委員会閉会を宣言して、令和5年度第1回内水面漁場管理委員会は閉会した。次回の委員会開催は7月26日を予定している。